

(行政法)

次の(設例)を読んで、問(1)、問(2)に答えなさい。

(設例)

外国籍のXは、技能実習生として在留許可を受けてA株式会社に勤務していたところ、普通自動車免許しか有しておらず、準中型自動車免許は有していないにもかかわらず、A社の業務の一環としてA社所有の準中型自動車(以下「本件自動車」という。)を運転したため(無免許運転)、Y県公安委員会は、令和2年9月11日付けで運転免許の取消処分(以下「本件取消処分」という。)及び同日から2年間を運転免許を受けることができない期間(欠格期間)として指定する処分(以下「本件指定処分」という。)を行った。

上記各処分に先立って意見聴取を受けたXは、道路交通法施行令によると、無免許運転はそれだけで直ちに免許取消事由となることから、免許取消はやむを得ないと考えていたが、Y県公安委員会が定めて公表していた処分基準(以下「本件処分基準」という。)によれば、「免許の取消しに該当することとなった者において、その者の運転者としての危険性がより低いと評価すべき特段の事情があるときは、施行令の定める2年の欠格期間から1年を減じた期間に軽減する。」とされていたことから、欠格期間の短縮を期待して以下のような説明を行っていた。

- (1) A社から本件自動車を運転しても問題ないと伝えられていたので無免許運転にあたることを認識していなかったこと。
- (2) 本件自動車の車両総重量は3525キログラムであり、Xが保有する普通自動車免許で運転できる自動車の車両総重量を25キログラム程度超過するに過ぎないこと。
- (3) Xは、A社が保有する車両総重量3445キログラムの普通自動車を従来から運転していたが、当該自動車と本件自動車との総重量の違いを外見から判断することは難しいこと。
- (4) Xには交通違反の前歴もなく、勤務態度も良好であること。

しかしながら、上記のように欠格期間を2年とする本件指定処分がなされたところ、処分理由書においては免許取消の欠格期間を2年とする施行令の定めのみが記載されるにとどまり、本件処分基準の適用関係に関する記載が一切なかった。そこで、XがY県公安委員会に対して本件処分基準の適用関係を問い合わせたところ、Y県公安委員会は、「①本件処分基準は法令ではないので必ずしも従わなくてもよい。②したがって、本件処分基準の適用関係を処分理由書に記載する必要はない。」と回答した。

納得がいかないXは、本件取消処分及び本件指定処分の取消訴訟を提起することとした。

2021年度 同志社大学大学院 司法研究科

後期日程入学試験問題 法律科目試験

(行政法)

問(1) (配点: 20点)

Xの代理人の立場に立ち、下線部①のY県公安委員会の見解に対する反論を述べなさい。

問(2) (配点: 30点)

Xの代理人の立場に立ち、第1問で述べた反論を前提として、下線部②のY県公安委員会の見解に対する反論を述べなさい。

(資料)

※ [] 内は法令の条文ではなく、法令の内容をまとめて記述したものである。

道路交通法

(自動車の種類)

第3条 自動車は、内閣府令で定める車体の大きさ及び構造並びに原動機の大きさを基準として、大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車(中略)に区分する。

[道路交通法施行規則2条において、準中型自動車の車両総重量は3500キログラム以上7500キログラム未満、普通自動車は3500キログラム未満とされている。]

(無免許運転等の禁止)

第64条 何人も、第84条第1項の規定による公安委員会の運転免許を受けないで(中略)、自動車又は原動機付自転車を運転してはならない。

2~3 (略)

(運転免許)

第84条 自動車及び原動機付自転車(以下「自動車等」という。)を運転しようとする者は、公安委員会の運転免許(以下「免許」という。)を受けなければならない。

2 免許は、第一種運転免許(以下「第一種免許」という。)(中略)に区分する。

3 第一種免許を分けて、大型自動車免許(中略)、中型自動車免許(中略)、準中型自動車免許(中略)、普通自動車免許(中略)、(中略)の十種類とする。

4~5 (略)

[第85条において、大型自動車免許、中型自動車免許、準中型自動車免許を受けなければ、準中型自動車を運転できないとされている。]

(免許の取消し、停止等)

第103条 免許(中略)を受けた者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、その者が当該各号のいずれかに該当することとなつた時におけるその者の住所地を管轄する公安委員会は、政令で定める基準に従い、その者の免許を取り消し、又は6月を超えない範囲内で期間を定めて免許の効力を停止することができる。(中略)

一～四 (略)

五 自動車等の運転に関しこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定又はこの法律の規定に基づく処分に違反したとき (中略)。

六～八 (略)

2～6 (略)

[道路交通法施行令38条5項1号イ, 別表第2の1, 別表第3の1により, 一般違反行為である無免許運転の基礎点数は25点であり, 当該一般違反行為に係る累積点数が25点以上の場合は免許を取り消すとされている。]

7 公安委員会は, 第1項各号 (中略) のいずれかに該当することを理由として同項 (中略) の規定により免許を取り消したときは, 政令で定める基準に従い, 1年以上5年を超えない範囲内で当該処分を受けた者が免許を受けることができない期間を指定するものとする。

8～10 (略)

[道路交通法施行令38条6項2号二, 別表第3の1により, 前歴のない者について, 累積点数が25点から34点までに該当した場合は, 免許取消処分を受けた者が免許を受けることができない欠格期間は2年となる。]